

○児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費についての一部改正新旧対照表（案）

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">児 発 第 4 5 0 号 昭和62年 5 月20日</p>	<p style="text-align: right;">児 発 第 4 5 0 号 昭和62年 5 月20日</p>
<p>[一部改正]昭和63年 4 月 7 日 児企第321号 平成元年 5 月29日 児発第390号の 3 平成 2 年 6 月 7 日 児発第475号の 5 平成 4 年 4 月10日 児発第382号の 7 平成 5 年 4 月 9 日 児発第331号の 7 平成 6 年 6 月29日 児発第639号の 4 平成 7 年 4 月 3 日 児発第371号の 7 平成 8 年 6 月24日 児発第618号の 7 平成 9 年 5 月28日 児発第375号 平成10年 6 月12日 児発第457号 平成11年 4 月 1 日 児発第321号 平成11年 4 月30日 児発第418号 平成12年 5 月19日 児発第520号の 2 平成13年 8 月 2 日 雇児発第507号の 2 平成14年11月11日 雇児発第1111005号 平成15年 5 月23日 雇児発第0523004号の 2 平成16年 7 月16日 雇児発第0716004号 平成17年 6 月 1 日 雇児発第0601005号 平成17年10月28日 雇児発第1028005号の 2 平成18年 6 月27日 雇児発第0627009号 平成19年 7 月25日 雇児発第0725001号の 6 平成20年 6 月12日 雇児発第0612014号の 5 平成 年 月 日 雇児発第 号</p>	<p>[一部改正]昭和63年 4 月 7 日 児企第321号 平成元年 5 月29日 児発第390号の 3 平成 2 年 6 月 7 日 児発第475号の 5 平成 4 年 4 月10日 児発第382号の 7 平成 5 年 4 月 9 日 児発第331号の 7 平成 6 年 6 月29日 児発第639号の 4 平成 7 年 4 月 3 日 児発第371号の 7 平成 8 年 6 月24日 児発第618号の 7 平成 9 年 5 月28日 児発第375号 平成10年 6 月12日 児発第457号 平成11年 4 月 1 日 児発第321号 平成11年 4 月30日 児発第418号 平成12年 5 月19日 児発第520号の 2 平成13年 8 月 2 日 雇児発第507号の 2 平成14年11月11日 雇児発第1111005号 平成15年 5 月23日 雇児発第0523004号の 2 平成16年 7 月16日 雇児発第0716004号 平成17年 6 月 1 日 雇児発第0601005号 平成17年10月28日 雇児発第1028005号の 2 平成18年 6 月27日 雇児発第0627009号 平成19年 7 月25日 雇児発第0725001号の 6 平成20年 6 月12日 雇児発第0612014号の 5</p>
<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p>	<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p>
<p style="text-align: right;">厚生省児童家庭局長</p> <p>児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における 施設機能強化推進費について</p>	<p style="text-align: right;">厚生省児童家庭局長</p> <p>児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における 施設機能強化推進費について</p>

改正後

現 行

(略)

標記については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知)及び「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)をもって通知されたところであるが、この経費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので、管内児童福祉施設に対し周知徹底のうえ、格段のご指導を願いたい。

おって、昭和55年10月1日児発第858号本職通知「児童福祉施設及び精神薄弱者援護施設における地域参加・交流促進費について」は、廃止する。ただし、昭和61年度以前分の取扱いについては、なお従前の例による。

別紙

別紙

施設機能強化推進費実施要綱

施設機能強化推進費実施要綱

第1 目的  
(略)

第1 目的  
児童福祉施設において、(1)施設がもつ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所児(者)の生きがいの高揚や家庭復帰、社会復帰にむけての自立意欲の助長を図るため、(2)施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難・誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図るため、(3)養護施設の入所児童に一定期間小集団での訓練を行うことにより、施設退所後の児童の社会的自立の促進を図るため、施設機能の充実強化を推進する。

第2 一般事業  
1 (略)

第2 一般事業  
1 事業の種類及び内容  
(1) 種類  
① 社会復帰等自立促進事業  
ア. 施設入所児等社会(家庭)復帰促進事業  
イ. 心身機能低下防止事業  
ウ. 処遇困難事例研究事業  
② 専門機能強化事業  
ア. 養育機能等強化事業  
イ. 広域入所促進事業  
③ 総合防災対策強化事業  
(2) 内容  
別表のとおり

改正後	現 行
2 (略)	<p>2 事業の選択 事業は各施設の運営状況等から可能な範囲で実施するものとする。ただし、保育所については、別添に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び、保育対策等促進事業等を複数実施する保育所において実施するものとする。</p>
3 (略)	<p>3 加算の方法等 事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事(指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。)に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認めた場合は次の方法により加算すること。</p> <p>なお、個々の事業の加算の認定に当たっては、相応の規模及び頻度で計画的、積極的に実施することにより、入所児(者)処遇等施設運営の充実強化に効果が期待できるものについて対象とすること</p> <p>また、当該施設において「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号。以下「最低基準」という。)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>おって、第2の1の(1)の②のイの事業の加算の認定に当たっては、当分の間、別に定めるところによること。</p> <p>(1) 個々の事業毎の加算額は、別表にあるそれぞれの単価を限度額とすること。</p> <p>(2) 施設当たりの加算総額は、入所施設にあつては年額75万円以内(ただし、第2の1の(1)の①及び②のアの事業のみを行う場合は年額50万円以内とし、助産施設(第二種助産施設に限る。)にあつては、第2の1の(1)の③の事業のみを対象とし、年額45万円以内とする。)、保育所にあつては、第2の1の(1)の③の事業のみを対象とし、年額15万円以内とする。</p> <p>なお、第2の1の(1)の②のイの事業を実施する場合には、上記により算定された加算額に45万円以内の金額を加えることができることとする。</p> <p>ただし、実所要額がこれを下回る場合は実所要額とし、また、1施設当たりの加算総額が10万円未満の場合は国庫負担の対象としないこと。</p>

改正後	現 行
<p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(3) この加算額は、5月に支弁する事務費等の加算分として支弁するものとする。  ただし、助産施設(第二種助産施設に限る。)に対する支弁月及び認定額の算定等については、次の算式に準じて、個々の施設状況により決定するものとする。</p> <p>認定額＝施設機能強化推進費加算分保護単価  (10円未満については四捨五入)×その施設の5月初日の定員等  (保育所の場合は、5月初日の入所人員)</p> <p>[ 施設機能強化推進費加算分保護単価(     "     )＝  施設機能強化推進費÷その施設の5月初日の定員等  (     "     ) ]</p> <p>4 支出対象経費  ・需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬料。ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、通信運搬費、広報費、手数料及び損害保険料とする。)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金(総合防災対策強化事業に限る。)・委託費(総合防災対策強化事業に限る。)</p> <p>5 対象除外  デイ・サービス事業及びショート・ステイ事業等別途国庫補助金が交付される事業及び都道府県等の単独補助事業を実施している施設については同種の事業は対象から除外すること。</p>
<p>第3 特別事業  1 児童養護施設分園型自活訓練事業(以下「分園事業」という。)  (1) (略)</p>	<p>第3 特別事業  1 児童養護施設分園型自活訓練事業(以下「分園型事業」という。)  (1) 事業の内容等  ア 対象児童  分園型事業の対象児童は、児童養護施設に入所している児童であって、退所前の一定期間に自立のための個別指導訓練を行うことが、効果的であると施設長が認める児童であること。  施設長は、対象児童を選定したときは、速やかに都道府県知事及び関係者に通知すること。</p>

改正後

現 行

- イ 対象施設等  
分園型事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。  
都道府県及び指定都市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別添様式2により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。
- (7) 当該施設において「最低基準」が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
- (イ) 入所率の高い施設を優先すること。なお、4月1日現在の入所率は原則として90%を下回らないことが望ましいこと。（ただし、極端に低いものは認められないこと）
- (ウ) 本体施設の一部を分園とするものは認められないこと。
- (エ) 同一施設において、本事業と地域小規模児童養護施設を同時に指定することは認められないこと。
- (オ) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。
- ウ 対象児童の居住場所  
指定施設の敷地外の独立家屋又はアパート等とし、通常の生活に必要な設備を有すること。
- エ 訓練期間・対象人員  
訓練期間は、退所予定日前のおおむね1年間とし、定員は、認可定員のうち6人程度とすること。
- オ 事業の実施及び訓練の内容  
分園型事業の全般についての実務上の責任者（事業担当責任者）を配置し、次の指導項目についてあらかじめ個別指導訓練計画を定め、児童の社会的自立に向けての生活指導等を行うこと。  
また、夜間において児童だけの生活とならないよう職員の配置を考慮すること。
- ・自活のための生活指導
  - ・職業適性を高める指導
  - ・社会参加のための準備指導
  - ・学習指導
  - ・余暇の活用指導

改正後	現 行
<p>(2) 加算の方法等 (略)</p> <p>ア 事業費の限度額          本事業の実施に要する経費は、一施設当たり年額4,680,000円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が4人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(2) 加算の方法等          指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。</p> <p>ア 事業費の限度額          本事業の実施に要する経費は、一施設当たり年額4,690,000円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が4人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。</p> <p>イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。</p> $\begin{aligned} & \text{加算額} = \text{分園型事業費加算分保護単価} \\ & \quad (10\text{円未満については四捨五入}) \\ & \quad \times \text{その施設の5月初日の定員} \\ & \text{分園型事業費加算分保護単価} \\ & \quad (10\text{円未満については四捨五入}) \\ & = 1 \text{施設当たり年額} \\ & \quad \div \text{その施設の5月初日の定員} \end{aligned}$ <p>2 家族療法事業</p> <p>(1) 事業の内容等</p> <p>ア 実施施設          この事業は、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。</p> <p>イ 対象児童及び家族          この事業の対象者は、次の児童及びその家族とすること。</p> <p>(7) 実施施設に措置されている児童とその家族で、施設長が必要と認めたものであること。</p> <p>(4) 児童相談所、家庭児童相談室、実施施設等に相談があった在宅のひきこもり児童等とその家族で、都道府県知事が必要であると認めたものであること。</p>

改正後

現 行

- ウ 対象施設等  
この事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。  
都道府県及び指定都市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別添様式4により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。
- (7) 当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
- (1) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。
- エ 設備  
必要に応じて、親子相談室、心理治療室、宿泊治療室等の設備を設けること。
- オ 事業の実施及び内容  
対象児童等に対し、3か月から6か月を単位とした治療計画を立て面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家庭訪問治療等を行うこと。
- (2) 加算の方法等  
指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参照とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。

改正後

現 行

3 (略)

ア 事業費の限度額  
本事業の実施に要する経費は、実施延家族数に応じて1施設当たり次の額を限度とする。ただし、年度内における実施延家族数が、年間75家族数を下回る場合はこの経費の支弁の対象としないこと。

- (ア) 実施延家族数が年間125家族以上 年額 1,998,000円
- (イ) 実施延家族数が年間125家族未満 年額 999,000円

イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。

認定額＝家族療法事業費加算分保護単価  
×その施設の5月初日の定員

家族療法事業費加算分保護単価

(10円未満については四捨五入)

＝1施設当たり年額÷その施設の5月初日の定員

3 施設入所児童家庭生活体験事業

(1) 事業の内容等

ア 対象児童

本事業の対象児童は、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設の措置児童であつて、里親あるいはボランティア家庭等(以下「委託家庭」という。)で家庭生活を体験させることが適当であると施設長が認める児童であること。なお、保護者のいない(死亡あるいは行方不明)児童、保護者がいる場合でも養育拒否等家庭復帰が見込まれない児童を優先すること。

イ 対象施設等

本事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに認めるものであること。

・ 当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

ウ 事業の実施及び内容

児童養護施設等の入所児童を週末及び夏季休暇等の連続した休暇の期間等を利用して、委託家庭において家庭生活を体験させることにより、社会性の涵養、情緒の安定、退所後の自立を促進すること。

(2) 加算の方法等

本事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。

改正後

現 行

4 (略)

第4 報告等  
(略)

ア 事業費の限度額

本事業の実施に要する経費は、対象児童一人当たり年額99,000円を限度とする。

イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。

加算額=99,000円×その施設の年間対象者数

ウ 加算額が年間を通して99,000円に満たない場合は、その満たない額とする。

4 支出対象経費

・給料 ・職員手当等 ・共済費 ・賃金 ・需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費、光熱水費、医療材料費) ・役務費(通信運搬料。ただし、施設入所児童家庭生活体験事業に限り、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、通信運搬費、広報費、手数料及び損害保険料とする。) ・旅費(交通費) ・謝金 ・備品購入費 ・原材料費 ・使用料及び賃借料

第4 報告等

1 本事業の経理は、昭和51年1月31日社施第25号厚生省社会局長・児童家庭局長通知「社会福祉施設を運営する社会福祉法人の経理規定準則の制定について」により行う(ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、当該基準により本事業の経理を行う。)ものであるが、一般事業及び特別事業ごとの収支の内訳について、補助簿を設けるなど明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。

2 本事業を実施した施設は、翌年度4月末日までに別紙様式1を参考とした事業実績報告書を都道府県知事に提出すること。また、特別事業を実施した施設は、各々、別紙様式3を参考とした児童養護施設分園型自活訓練事業実施報告書及び別紙様式5を参考とした家族療法事業実施報告書も併せて提出すること。

3 都道府県知事は、本事業を実施した施設については、監査時等随時事業の検証を行うこと。

4 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部(局)長は、別紙様式3の児童養護施設分園型自活訓練事業実施報告書及び別紙様式5の家族療法事業実施報告書を翌年度4月末日までに当局家庭福祉課長あて提出すること。

改 正 後	現 行
<p>別表 (略)</p> <p>別紙様式 1 (略)</p> <p>別紙様式 2 (略) 別紙 (略)</p> <p>別紙様式 3 (略) 別紙 (略)</p> <p>別紙様式 4 (略) 別紙 (略)</p> <p>別紙様式 5 (略) 別紙 (略)</p>	<p>別表 (略)</p> <p>別紙様式 1 (略)</p> <p>別紙様式 2 (略) 別紙 (略)</p> <p>別紙様式 3 (略) 別紙 (略)</p> <p>別紙様式 4 (略) 別紙 (略)</p> <p>別紙様式 5 (略) 別紙 (略)</p>
<p>別添 (略)</p>	<p>別添</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所 (平成19年11月30日雇児発第1130001号本職通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)</li> <li>2 一時保育促進事業実施保育所及び一時保育自主事業実施保育所 (平成12年3月29日雇児発第247号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの(対象児童は、事業開始月(年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月)における平均対象児童が1人以上いること)及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)</li> <li>3 病児・病後児保育事業実施保育所及び病児・病後児保育自主事業実施保育所 (平成12年3月29日雇児発第247号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)</li> <li>4 乳児が3人以上入所している保育所 (4月及び5月の初日において乳児が3人以上入所していること。)</li> </ol>

○児童養護施設における医療的支援体制の強化についての一部改正新旧対照表（案）

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">雇児発第0612014号の4 平成20年6月12日</p> <p style="text-align: center;">【一部改正】平成 年 月 日雇児発第 号</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設における医療的支援体制の強化について</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象施設 医療的ケアを担当する職員を配置しようとする者は、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県等へ申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別添様式により、当局家庭福祉課長まで報告すること。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0612014号の4 平成20年6月12日</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設における医療的支援体制の強化について</p> <p>近年、児童相談所において虐待相談対応件数が著しく増加し、児童養護施設に入所する子どものうち虐待を受けた児童の割合は約6割となっている。 また、児童養護施設に入所している児童のうち障害がある児童の割合も増加しており、特にADHDなど発達障害を有する児童の割合が増加している。 こうした児童の増加に伴い児童養護施設における看護師による医療的ケアの必要性が高まっていることから、今般、次のとおり実施方法を定め、平成20年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p> <p>1 趣旨 被虐待児や障害児等継続的な服薬管理などの医療的ケア及び健康管理（以下「医療的ケア」という。）に必要な児童に対し、日常生活上の観察や体調把握、緊急時の対応などを行い医療的支援体制の強化を図ることを目的とする。</p> <p>2 対象施設 都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長は、次により医療的ケアを行う職員を配置する施設を1か所指定し、別添様式により協議書を毎年3月末日までに当職あて提出することとし、当職において予算の範囲内で指定するものとする。 ただし、平成20年度分については、7月末日までに当職あて提出することとする。</p>

改正後	現 行
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童養護施設において、医療的ケアが必要と都道府県知事等が認めた児童が20名以上入所していること。なお、平成20年度に対象となった施設のうち、対象人員が20名未満であっても都道府県知事等が必要と認める場合は対象施設として差し支えない。</p> <p>(3) 1施設について、医療的ケアを担当する職員加算は1名分とすること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>(1) 当該施設において児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(2) 1施設について、医療的ケアを担当する職員加算は1名分とすること。</p> <p>3 医療的ケアを担当する職員 医療的ケアを担当する職員は看護師とする。</p> <p>4 運営の基準 (1) 指定施設の長は、児童の日常の健康を把握するとともに、施設内の衛生管理や継続的な医療管理を必要とする児童のケアについて、医療的ケアを担当する職員をして適切な支援が行われるよう努めること。 (2) 指定施設の長は、最低基準に定める必要な職員定数のほか、医療的ケアを担当する職員を配置するものとする。</p> <p>5 医療的ケアを担当する職員の業務内容 (1) 継続的な医療的ケアが必要な障害児等の健康管理、緊急時における対応 (2) 医師（又は嘱託医）との連携 (3) 常備薬の管理、与薬 (4) 病欠児、早退児の観察 (5) 入所者の健康管理及び身体発達上の相談への対応 (6) 医療機関への受診及び行事の付添 (7) 入所者の健康上の相談への対応 (8) 感染予防 (9) 緊急時における医療機関との連絡調整 (10) その他</p> <p>6 経費について この実施のための経費については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）によるものとする。</p>

改正後

現行

別添様式

別添様式

番  
平成 年 月 日  
号

番  
平成 年 月 日  
号

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

都 道 府 県  
指 定 都 市  
児童相談所設置市  
民生主管部（局）長 ㊟

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 市 長 ㊟  
児童相談所設置市の市長

平成 年度児童養護施設における医療的ケア担当職員の指定状況について

平成20年度児童養護施設における医療的ケア担当職員の協議について

標記について、平成20年6月12日雇児発第0612014号の4厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の「2 対象施設」に基づき報告する。

標記について、平成20年6月12日雇児発第0612014号の4厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の「2 対象施設」に基づき協議する。

1	施設名	
2	設置主体・経営主体	
3	定員 名	暫定定員 名
4	継続的な医療的ケアが必要な児童数(単なる風邪等は除く)	名
5	主な疾病(上位3つ)	(1) (2) (3)
6	いちばん重いと思われる疾病	
7	院内学級設置の有無	有り・無し (有りの場合) 分校・分教室
8	医師(又は嘱託医)との連携状況	
9	管内における当該施設の位置付け	

1	施設名	
2	設置主体・経営主体	
3	定員 名	暫定定員 名
4	継続的な医療的ケアが必要な児童数(単なる風邪は除く)	名
5	主な疾病(上位3つ)	(1) (2) (3)
6	いちばん重いと思われる疾病	
7	院内学級設置の有無	有り・無し (有りの場合) 分校・分教室
8	医師(又は嘱託医)との連携状況	
9	当該施設の管内における位置付け	

○年長児童に対する処遇体制の強化についての一部改正新旧対照表（案）

改正後	現 行
<p>雇児発第0612014号の6 平成20年6月12日</p>	<p>雇児発第0612014号の6 平成20年6月12日</p>
<p>【一部改正】平成 年 月 日雇児発第 号</p>	
<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p>	<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p>
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>
<p>年長児童に対する処遇体制の強化について</p>	<p>年長児童に対する処遇体制の強化について</p>
<p>(略)</p>	<p>標記については、平成10年6月25日児発第489号本職通知「児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」により実施してきたが、本年4月より、学習指導の対象施設を拡大したことに伴い、別紙により実施することとしたので、管内関係機関に遺漏のないよう御配慮願いたい。</p>
<p>別紙</p>	<p>なお、平成10年6月25日児発第489号本職通知「児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」は廃止する。</p>
<p>1 (略)</p>	<p>別紙</p>
<p>2 事業内容</p>	<p>1 趣旨</p>
<p>(1) 学習指導</p>	<p>近年の社会経済情勢の変化に伴い、入所児童等の進学への意欲が高まってきていることから、学習指導の強化を図るものである。</p>
<p>中学校に在籍し高校等受験を目指す児童に対し、副教材の準備及び講師による指導等により学習指導を行う。</p>	<p>また、近年、児童養護施設においては虐待、放任された児童等、一人ひとりの児童の態様に応じたきめ細かな処遇を必要とする児童が多くなってきたことから、特に年長児童に対してスポーツや表現活動を行うことにより情緒を安定させ児童の自立を支援するものである。</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>2 事業内容</p>
<p>(1) 学習指導</p>	<p>(1) 学習指導</p>
<p>中学生に在籍し高校等受験を目指す児童に対し、副教材の準備及び講師による指導等により学習指導を行う。</p>	<p>中学生に在籍し高校等受験を目指す児童に対し、副教材の準備及び講師による指導等により学習指導を行う。</p>
<p>(2) 特別指導</p>	<p>(2) 特別指導</p>
<p>各施設に柔道、剣道等の有段者若しくはサッカー、テニス等の各種スポーツやダンス、演劇、音楽等の部門において相当な指導力を持つ者であって、児童の健全な育成に理解と情熱を有する者を配置し、年長児童に対し、各種スポーツやダンス等の表現活動について専門的指導を行う。</p>	<p>各施設に柔道、剣道等の有段者若しくはサッカー、テニス等の各種スポーツやダンス、演劇、音楽等の部門において相当な指導力を持つ者であって、児童の健全な育成に理解と情熱を有する者を配置し、年長児童に対し、各種スポーツやダンス等の表現活動について専門的指導を行う。</p>

改正後

現 行

3 (略)

4 実施施設

(1) (略)

(2) 学習指導

児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、小規模  
住居型児童養育事業を行う者（ファミリーホーム）、里親

(3) (略)

5 (略)

3 指導についての留意事項

(1) 学習指導について

指導に当たっては、児童養護施設を措置解除され、家庭の事情等によりやむを得ず、施設内に居住している大学生等を講師として活用を図ること。その際に、謝金等を学習指導加算額の範囲内で支出して差し支えないものとする。

(2) スポーツや表現活動について

ア 指導内容は児童の性別、年齢、興味、関心及び発達状況等に留意し、体力や運動能力を増進するとともに、児童の創造的思考や協調性等を高めるものであること。

イ 指導方法はいたずらに技術の向上に走ることなく、児童にスポーツや表現活動の楽しさを体得させることを基本とすること。

ウ 指導効果を高めるため、他の職員との協調連携を図ること。

(3) 指導員について

指導員の雇用の形態については、常勤、非常勤の別を問わないものである。

4 実施施設

(1) 指導員を配置する施設は「児童福祉施設最低基準」（昭和23年厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている施設であつて次に掲げる施設に限るものとする。

(2) 学習指導

児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親

(3) 特別指導

児童養護施設

5 経費について

指導員の配置に要する経費及び学習指導に必要な副教材費等の経費については、別に定める措置費の交付要綱により支弁されるものである。